

始



秘

東京市

壯丁検査統計調査

昭和十三年調査

東京市役所





東京市壯丁検査統計調査

目次

第一部 調査方法

	頁
第一 調査の目的	1
第二 調査の時期及対象	1
第三 調査事項及調査票様式	3

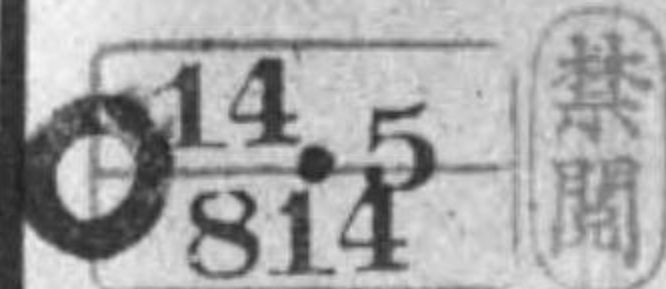
第二部 結果の概要

第一 検査成績の概観	5
1. 調査対象となつた壯丁數	5
2. 全市の検査成績	5
3. 前年との検査成績比較	6
4. 區別検査成績	6
5. 適齡者より前年送り別に見た検査成績	8
6. 居住關係別に見た検査成績	8
第二 トラホーム及花柳病	10
第三 丙種及丁種となりたる主要事由	11
第四 壯丁の身長	11
第五 壯丁の胸圍	12
第六 壯丁の體重	13
第七 壯丁の教育程度	14





1. 教育程度別壯丁	14
2. 教育程度別検査成績	14
第八 壯丁と職業	16
附 壯丁検査関係法規(抄)	18
第三部 統計表	
第一表 區別検査成績	20
第二表 前年との検査成績比較	22
第三表 トラホーム及花柳病患者	23
第四表 丙種ノ主要事由	24
第五表 丁種ノ主要事由	26
第六表 身長別壯丁	28
第七表 胸圍別壯丁	30
第八表 體重別壯丁	32
第九表 検査成績別ヨリ見た身長、胸圍及體重別壯丁	34
第十表 職業別検査成績	36
第十一表 教育程度別壯丁	38
第十二表 教育程度別検査成績	40
附 令七條志願者検査成績	41



## 序

都市住民の體位低調は、決してこゝ新しい問題ではないが、最近國民の保健、衛生、更に進んで體位向上が重要な國策の一として採擇せらるゝに及び著しく關心を深むるに至つた。特に、都市壯丁の體位劣惡に就ては、非常時の恒久化と共に一層重大性を認められ、幾多の對策も提案され、そのあるものは既に實施せられつゝある。然し、如何なる對策も、如何なる計畫も、その對象の實狀に關する充分な智識、理解なくしては到底その適切妥當なるを期し得ないこゝ勿論である。

本書は、當課が時局に鑑み、昨年の方法に準じ、引續き施行せる昭和十三年壯丁検査統計調査の結果報告である。

素より本調査の調査項目は、極めて限定せられて居り、壯丁の體位につき數個の觀點から統計的素描を試みたに過ぎないが、本市壯丁の體格の良否、消長が即ち市民體位の一指標であるとして理解せられるならば、本冊子の小尙よく都市に於ける保健、衛生、體位向上施設の有力な一資料たるを疑はない。

茲に本書を公刊するに際し、本調査のため御後援、御協力を賜つた、麻布及び本郷兩聯隊區司令部諸官並に各區役所の兵事關係各位に謹んで謝意を表する次第である。

昭和十四年一月

東京市企畫局統計課



## 第一部 調査方法

### 第一 調査の目的

近時國民體位の低調は識者の等しく憂慮する處であるが、翻つて顧るに、我國に於て國民體位の現状如何を察知すべき資料としては、文部省令に依り毎年行はるゝ學生、生徒及び兒童の身體検査並に壯丁検査の結果以外には之を求め得ない状態である。

元來壯丁検査は、原則として適齡者たる男子は全員之を受くべく法定せられて居り、その身體検査の結果は國民體位の消長を窺ふべき指標として甚だ重要なもので、最近國民體位の低下が問題視せらるゝに至つたのも、主としてその検査結果に現れた事象を把へての論議がその基調をなして居る様である。

而して現時の如く國家總力戰の提唱せらるゝ時代に在つて、我國の人的資源が、例へその量に於ては如何程豊富であらうとも、その質に於て惡化の傾向が若しも認め得らるゝとしたならば、それこそ由々しき問題であつて、即刻適切有効な對策が樹立せられねばならない。そして、それは必ずしも現在の直後に續くべき第一線戰鬥力としての壯丁に關してのみならず、一般國民をその對象とすることが絶対に必要にして缺くことは出來ないであらう。

尙又、都市住民の體位劣惡は、既に古くから定評のある處であるが、時局の重大なる現在に於て本市に於てもこの問題を徹底的に吟味、闡明し根本的對策を建つべきは、その緊急なる責務たるを免れない。

本調査は、本市壯丁の身體検査に現れた體格狀況の統計的調査を通じて、單に壯丁のみならず都市住民一般の體位の現状に關する資料を提供せんとするものに外ならない。

### 第二 調査の時期及對象

壯丁検査即ち徵兵身體検査は、概ね四月中旬より七月末日迄の期間に施行すべく



規定せられ、昭和十三年本市の徴兵身体検査は四月十六日麴町、荏原及び王子の三区に開始せられ、目黒、大森及び向島の三区の七月三十一日を以て終了した。而して本壯丁検査統計調査は、各區に於ける徴兵検査実施の當日乃至其後の數日間各區徴兵署又は區役所に調査員を派遣し、所要の調査票を作成せしめたのである。

従つて各區の徴兵身体検査場に於て受検せる壯丁は全部本調査の対象となり得るのであるが、本報告書の内容としての調査対象として取上げた者は、この内本籍者を入寄留者とあつて、兵役法施行令第七條に依る志願者、陸軍戸山學校軍樂生徒志願者、施行令第七十八條第二項に基く船員の特別検査受検者、兵役法施行規則第二百二十八條 第三百十條及び第二百七十一條等に依る特別受検者は何れも之を除外した。

唯兵役法施行令第七條に依る志願者の検査成績に就ては附録として特に附加した、適齡者に入寄留者(前年送り)——本年徴兵検査を受くる者は原則として本年の徴兵適齡者であるが、在學或は其の他の理由に依り徴集の延期せられたる者及免除せられたる者並にその他の不參者は、適齡者であつても本年の壯丁として本調査の対象とはなり得ない。

同様にして前年迄徴集を延期せられ、同條件解除に依り本年徴集せられた者及びその他の事由に依り前年終決處分を了し得なかつた者等は、前年終決處分未済者(本書に於ては以下之を單に「前年送り」と稱す)として本統計の対象範囲に入らしめた。従つて本調査に於て昭和十三年壯丁と稱する者は、之を年齢關係より見れば、適齡者は昭和十一年十二月一日より昭和十二年十一月三十一日迄の間に於て、年齢滿二十年に達せる者のみで一應安定して居るのであるが、前年送りは之以上の年齢者を以て構成せられて居り、全體としては必ずしも一定年齢とは云ひ得ないのである。

本籍者を入寄留者——徴兵検査は本籍所在の徴募區に於て行はれるのを原則とするのであるが、身体検査のみは本人の願に依り寄留地その他に於ても之を受けることが許可され或は命ぜられる。従つて本市に於て身体検査を受けた者を戸籍關係より觀察するに、1.本市に戸籍を有するもの(出寄留地先その他に於て受検した者を除

く) 2.入寄留者中本市に於て受検を許可せられた者、3.その他本市に於て特別検査を許可或は命ぜられた者に三分されるが、本統計の対象としては既述の如く前二者のみを取上げた。即ち本統計の対象たる壯丁は、形式的には本市の本籍者を入寄留者より組成せられて居るが、之を實質的居住關係より見れば、入寄留者は一先づ本市の現住者と考へられるものであり、本籍者中には他に現住し、検査の爲歸京せる如き者も想像せられるのみならず、更に之を詳細に考察するならば、1.本市に生れた者、2.來住せる者、3.一度も本市以外に居住した事のない者、等々その居住的環境内容は種々であり得るのである。

### 第三 調査事項及調査票様式

元來徴兵検査は一定年齢にある男子が全部的に集合する機會であつて、この機を把へて種々の實地調査を施行して見たいとは誰しも考へる處である。然し徴兵検査は國家の最も重要な業務の一であり、神聖な行事であつて、苟しくも他の事務の爲徴兵検査事務自體に聊かの支障でも來さしめるが如きことがあつてはならない。

本調査に當つても、この點には充分考慮をなし、調査事項も出來得る限り徴兵検査事務自體の必要上作成せられる各種書類より調査し得る如く選定し、特に直接各壯丁より實地に調査をすることは極力之を避けたが故に、本調査自體の目的のためには是非とも要請せらるべき調査項目と雖も、之を割愛せざるを得なかつたものもある。斯くして選定した調査項目は次の通りである。

1. 氏名又は受検番號
2. 年 齡
3. 本 籍 寄留者に関しては調査せず
4. 住 所

寄留者に就てはその寄留地、本籍者に就ては徴兵適齡届又は壯丁原簿記載の住所を採用す。

5. 本市に於ける居住の程度

出生以來引續き本市に居住せるや否やを各壯丁に就き實地調査す



- 6. 教育程度 壯丁名簿に所謂學歷乃至學力
- 7. 生計程度 壯丁名簿に登載せられたる上中下の區別
- 8. 職業
- 9. 體格
  - (1) 等位 (2) 身長 (3) 胸圍 (4) 體重
- 10. 疾病
  - (1) トラホームの有無及程度      トラホームの程度は 壯丁名簿に記載せられた重症、中等症、輕症、疑似症トラホームの別である
  - (2) 花柳病の有無及種類  
壯丁名簿記載の淋疾、軟性下疳梅毒の別
  - (3) 丙種及丁種にありてはその判定事由  
壯丁名簿に記載せられた疾病、異常名にして、二以上ある場合は△印のものを採用す

而して本調査の爲使用したる調査個票の様式は次の通りである。

### 壯丁検査調査個表

區名

本籍	丁目		番地
住所	東京市	區	本市外
氏名又ハ 受験番號	第	日	號
年齢	適齡者	年	月
教育程度			
生計程度	上、中、下		
職業			
體格	等位	甲、一乙、二乙、丙、丁、戊	
	身長	米	
	胸圍	米	
疾病	體重	斤	
	トラホーム	重、中、輕、疑	
	花柳病	淋、軟、梅、	
	丙丁トナリ タル事由		

## 第二部 結果の概要

### 第一 検査成績の概観

#### 1. 調査対象となつた壯丁數

本調査の対象として取扱つた壯丁の質的内容に就ては第一部第二調査の時期及対象の項に於て既に述べた處であるが、然らば斯く規定せられた範圍に於て實際上調査対象となつた壯丁の量的内容は如何であつたかと云ふに、總數36,057名にして、之を本市に於ける居住關係別に見るに、出生以來引續き本市居住者21,491名(59.6%)、之以外の單なる本市居住者13,238名(36.7%)、本市外に居住し受檢の爲歸京せる者1,328名(3.7%)を算する。

受檢壯丁數を區別に見るに、本所區の2,001名最も多く、淺草區の1,833名、荒川區の1,676名、芝區の1,546名、下谷區の1,424名之に亞ぎ、最も少いのは赤坂區の368名にして、麴町區の412名、四谷區の557名、葛飾區の559名が之に亞いで居る。

#### 2. 全市の検査成績

本調査の対象となつた壯丁36,057名の検査成績を見るに、甲種は13,505名(37.4%)、第一乙種は7,342名(20.4%)、第二乙種は6,876名(19.1%)、丙種は7,161名(19.9%)、丁種は1,118名(3.1%)、戊種は55名(0.1%)であつて、之を新舊市部別に檢すれば、舊市部は甲種5,833名(35.5%)、第一乙種3,534名(21.5%)、第二乙種3,110名(19.0%)、丙種3,399名(20.7%)、丁種514名(3.1%)、戊種27名(0.2%)、新市部は甲種7,672名(39.1%)、第一乙種3,808名(19.4%)、第二乙種3,766名(19.2%)、丙種3,762名(19.1%)、丁種604名(3.1%)、戊種28名(0.1%)であつて、甲種の割合は新市部遙かに多く、第一乙種及び丙種は舊市部僅に高率を示し、他は何れも略々匹敵する。

而して甲種合格率が高いことは最優秀の體格保持者多きことを示し、積極的に體格の良好を物語るものであり、丙種合格者の割合が少いことは一應甲種及乙種合格



者の合計即ち現役に適する者の多いことを意味し、消極的側面から體格の優位を示すものと云へる。と云ふのは、丁種や戊種はその割合著しく低く、一般的體格程度の綜合判斷にそれ程重大な役割を持つ程のものは考へられないからである。従つて、甲種と丙種の合格率を合せ觀察すれば、大凡の體格の優劣を測定することが可能である。

以上の様な見方から昭和十三年新舊兩市部の検査成績を比較するに、新市部は舊市部に比し、甲種合格者の割合著しく多く、丙種合格率は多少低く、従つて新市部は舊市部よりもその検査成績良好なりと判定し得る。

### 3. 前年との検査成績比較

昭和十三年本市の壯丁検査成績を前年即ち昭和十二年のそれと對比するに、先づ甲種合格率は全市平均 37.4% は前年の 33.1% よりも遙かに高く、之を新舊市部別に見るも、本年の舊市部 35.5%、新市部 39.1% は、前年の夫々 31.8% 及び 34.2% より何れも著しき高率を示す。更に之を區別に見るに、甲種合格率に於て前年よりも低減せるものは全市三十五區中六區に過ぎず、他は何れも増高を示す。

第一乙種の割合は本年の全市平均 20.4%、舊市部 21.5%、新市部 19.4% で、前年の夫々 18.5%、19.0%、18.1% よりは何れも高率であり、第二乙種の割合は前年の全市平均 18.5%、舊市部の 18.6%、新市部の 18.4%、に對し本年は夫々 19.1%、19.0% 及び 19.2% と何れも増率を示す。

丙種合格者の割合は前年の全市平均 26.7%、舊市部 27.5%、新市部 25.9% に對し本年は夫々 19.9%、20.7% 及び 19.1% と何れも著しき減少を見、更に之を區別に見るも丙種合格率が前年よりも高率を見たのは三十五區中三區に過ぎず、他は何れも減率を示す。

以上の如く本年が前年に比し最優秀な體格の保持者たる甲種合格者の割合に於て著しき増高を見たる反面、餘り體格の良好でない、現役に適せざる者即ち丙種合格者の著減を示し、更に甲種に亞ぐ第一乙種及第二乙種の合格者の割合の僅に増加せるは即ち本年の成績が前年のそれに比し遙かに好轉せるものと云へるであらう。

### 4. 區別検査成績

甲種合格者の割合を區別に見るに、世田谷區の 48.2% 最も高く、城東區及び蒲田區の夫々 43.7% 之に亞ぎその他板橋、葛飾及び江戸川の三區は何れも 43% 以上にして斷然他の區を凌ぎ以下 40% を越すものに、大森、品川及び荒川の三區あり、以上甲種合格率に於て 40% 以上を示せる九區は總て新市部の區に屬する。甲種合格者の割合の最も低いのは麴町區の 27.2% にして、他の三十四區より著しく低く、瀧野川區の 31.2%、本郷區の 31.8% 之に亞ぎ、其の他中野、澁谷、牛込、本所、下谷及び足立の六區は何れも 35% に満たない。而して三十五區中甲種合格率に於て全市平均 37.4% よりも高きもの十六區あり、舊市部十五區中五區新市部二十區中十一區である。

第一乙種の割合最も高いのは麴町區の 26.0% にして、牛込區の 25.4% と共に他の諸區よりも著しき高率を示し、之に亞ぐは赤坂區の 24.5%、日本橋區の 23.7%、本郷區の 23.6%、にして最も低いのは世田谷區の 14.3% にして蒲田區の 14.5% 之に亞ぐ。

第二乙種の割合最も高いのは本郷區の 23.2% であつて淀橋區の 22.8%、瀧野川區の 22.4% 之に亞ぎ、最も低率を示したのは荒川區の 14.7% にして、板橋區の 14.8% と共に他の諸區よりも著しく低く、更に之に亞ぐものに江戸川區の 16.5%、下谷及び深川兩區の 16.7%、神田區の 16.8% あり。

丙種合格者の割合は麴町區の 25.5% を最高とし、本所區の 24.7%、荒川區の 24.3%、下谷區の 24.1% 之に亞ぎ、其の他澁谷區は 23% 以上蒲田及び深川の兩區は 22% 以上杉並及び豊島の兩區は 21% 以上を示し、最も低率を見たるは城東區の 12.5% にして、之に亞ぐ江戸川區の 13.4% 世田谷區の 13.8% と共に他の諸區よりも著しく低率である。而して 15% 未滿は以上三區あるのみにして、何れも新市部の區に屬し、其の他赤坂、品川、板橋及び四谷の諸區は 16% 臺にして比較的低率なる區である。尙全市平均 19.9% に満たないものは三十五區中十八區あり、舊市部十五區中七區、新市部二十區中十一區である。

以上各區の等位別検査成績の結果を綜合判斷するに、甲種合格率に於て 48.2% の驚異的好成績を見、しかも丙種の割合三十五區中三位の低率を示せる世田谷區



は三十五區中最も成績優秀なるものと云ひ得べく、之に亞いでは丙種の割合三十五區中最も低率にして且甲種合格者の割合は世田谷區に亞いで第二位を占めたる城東區を推すべく、其の他江戸川區、板橋區、葛飾區、大森區等は比較的成績良好なるものと云ひ得べく、之等は、何れも新市部の諸區である。

検査成績の最も不良なのは麴町區にして三十五區中甲種合格率最低なる反面丙種合格者の割合最高を示し、其の他、本郷、下谷、本所、深川、澁谷、瀧野川等の諸區は比較的その成績不良であること云ひ得る。

#### 5. 適齡者前年送り別に見た検査成績

前年送りとは、唯昨年以前に於ける適齡者であること云ふ点だけを共通の標識とする集團で、何故前年徴兵終決處分が定められなかつたか云ふ事由は必ずしも一致せず、又何年度の適齡者であるかと云ふことも不定であつて、適齡者が年齢に於て一應安定せるに對し、著しく不安定な集團であるが、後述の教育程度等に於て明かなる如く本市に於ける前年送り中には在學のため徴集延期の者多數あり、彼等は比較的高等教育修了者に依りその大きな割合を占められて居ることは指摘するに足る特徴であらう。

適齡者 30,768 名の検査成績を見るに、甲種 11,896 名 (38.7%)、第一乙種 6,082 名 (19.8%)、第二乙種 5,643 名 (18.3%)、丙種 6,072 名 (19.7%)、丁種 1,028 名 (3.3%)、戊種 47 名 (0.2%) なるに對し、前年送りは 5,289 名中甲種 1,609 名 (30.4%)、第一乙種 1,260 名 (23.8%)、第二乙種 1,233 名 (23.3%)、丙種 90 名 (1.7%)、戊種 8 名 (0.2%) にして、甲種合格者の割合は前年送りに比し適齡者に著しく高く、之に反し丙種の割合は前年送りに幾分高く第一乙種及第二乙種の割合は前年送りに相當の高率を見る。即ち前年送りは適齡者に比し最優秀な體格保持者の割合少きも中等程度の體位を有する者の割合多し。

#### 6. 居住關係別に見た検査成績

本調査に於ては壯丁體位に及ぼせる都市環境の影響如何の測定を以て主要なる課題の一としたのであるが、抑々

(1) 出生以來引續き本市居住者は、本市に出生し、爾來壯丁検査に至る迄一度

も本市外に轉住せることなく、従つて完全に本市の環境下に生長した者であるから、彼等の體格特徴を観察するここに依り純粹に都市環境の壯丁の體格に及ぼす影響を見出し得るのである。次に(2)本市居住者は種々の場合の居住條件が想像せられるが、唯現在本市に住所を有するこいふ點で共通性を有する集團であつて、本集團の有する傾向は、直接如何なる事由がその原因をなして居るのが甚だ不明瞭ではあるが、唯前段に述べた(1)出生以來引續き本市居住者よりは本市の居住關係に於て、従つて本市より受けた居住環境の影響に於て、稀薄さを認められる集團である。更に(3)本市外居住者は現在本市に居住して居ないこと云ふ點は一致するが彼等の過去に於ける本市の居住關係に於ては種々の場合が想像せられ、本市の居住關係による影響の多少は何とも判定し得ない集團であつて、唯都市環境の影響を受くること(1)出生以來引續き本市居住者よりは稀薄であること云ひ得る。

上述の如き居住關係の厚薄に關する制約を念頭に置いて(1)出生以來引續き本市居住者、(2)本市居住者及び、(3)本市外居住者の検査成績を對比するに、甲種合格者の割合は、(3)本市外居住者に於て最高 39.2% を示し、(2)本市居住者の 38.6% 之に亞ぎ、(1)出生以來引續き本市居住者に於ては著しく低く 36.6% を示す。丙種合格者の割合は甲種に於けることは全く相反し、(1)出生以來引續き本市居住者に於て最高 20.1% を占め、(2)本市居住者は 19.8% を以て之に亞ぎ、(3)本市外居住者に於ては 17.4% に過ぎず。尙甲種に次ぐ體格保持者たる第一乙種に於ては、(3)本市外居住者に最も高率たる (22.9%) を示し、(1)出生以來引續き本市居住者 (20.8%)、(2)本市居住者 (19.4%) の順を示し、更に第一乙種に次ぐ體格保持者たる第二乙種に於ては(3)本市外居住者(2)本市居住者は夫々 18.5% 及び 18.6% と略匹敵するも(1)出生以來引續き本市居住者は之等よりも高く 19.4% を示す。即ち居住關係別検査成績は(3)本市外居住者を以て最良とし、尙(2)本市居住者(1)出生以來引續き本市居住者は、甲種と丙種の合格率より見れば明かに前者に於て勝り且後者は前者に比し第一乙種の割合に於て優るも、第一乙種より體格に於て劣悪なる第二乙種の割合高く、之を要するに(1)出生以來引續き本市居住者は(2)本市居住者に亞ぎ第三位を占むるものと云ひ得



るであらう。都市環境の「下に出生以來引續き生育し來れる壯丁が、都市環境の」影響を受くることより少き壯丁よりも劣悪な検査成績を示せることは、その原因理由が奈邊に存するかは容易に速断し得ない處であるが大いに考慮すべき研究すべき、課題であらう。

## 第二 トラホーム及び花柳病

壯丁検査に於ては、トラホーム及び花柳病の検査は受檢全壯丁につき行はれるのであるが、——陸軍身體検査規則第十二條——これは即ちこの兩種の疾病が國民の保健、衛生思想上の重要なパラメーターの一と看做されるからである。唯この兩種の疾病に關しては豫備檢診と稱して、種々の民間軍事關係團體の手により、壯丁検査に先立つて一度検査を行ひ、疾病あるものについては之を治療せしむる制度が一般に行はれて居ることは、本統計に表はれた結果を見るについて注意を要する點である。

### 1. トラホーム

受檢壯丁 36,057 名中トラホーム患者（疑似症を含む）は、1,033 名で 2.9% に該り、之を昭和十一年の 4.52%、昭和十二年の、4.32% に對比すれば逐年好化を見てゐる。尙之を全國の 7.63%（昭和十二年）と比較すれば格段の差を認められる。

而してトラホーム患者 1,033 名中重症は僅に 16 名（1.5%）で前年の 2.6%（42 名）に比し遙かに低率であつて、トラホームの爲丙種又は丁種と判定せられた者は丙種 6 名、丁種 4 名に過ぎない。

尙中等症の者は 86 名（8.3%）にして、殆んど大部分たる 931 名（90.1%）は輕症者（疑似症を含む）である。トラホーム患者を適齡者、前年送り別に見るに、前者に於ては總受檢人員 30,768 名中 959 名、3.1% なるに對し後者に於ては 5,289 名中 74 名、1.4% にして著しき低率である。而して後者は後に述ぶるが如く高等教育修了者がその大部分を占むるこゝ、併せ見れば甚だ興味あるこゝである。

### 2. 花柳病

受檢壯丁 36,057 名中花柳病患者は 234 名で 0.65% に該り、之を昭和十一年の

0.92% 及び昭和十二年の 0.69% に對比すれば遞減の傾向を示し、更に之を全國平均 1.11%（昭和十二年）と比較すれば多少の好成績を見る。更に花柳病の種別を見れば、淋疾最も多く 117 名（50.0%）を計へ、軟性下疳は 85 名（36.3%）、梅毒は 32 名（13.7%）である。

花柳病患者を適齡者と前年送りに分つに、夫々 0.6% 及び 0.8% を示して後者に高く、後者が既に述べたる如く、本年以前の適齡者にして、本年の適齡者よりも高年齢者より構成せらるゝここに想到すれば、何物かを暗示するものも云ひ得るであらう。

## 第三 丙種又は丁種となりたる主要事由

### 1. 丙種の主要事由

受檢壯丁總數 36,057 名中丙種合格者は 7,161 名（19.9%）であるが、之をその判定事由別に觀察するに、筋骨薄弱の 1,914 名最も多く、丙種總數の 26.7% を占め、呼吸器の疾病の 997 名（13.9%）、近視又は近視性亂視の 949 名（13.3%）、短尺の 804 名（11.2%）を主要なるものとし、他は何れも丙種合格者總數の 10% に満たない。

### 2. 丁種の主要事由

丁種と判定せられたる者は受檢壯丁總數 36,057 名中 1,118 名（3.1%）であるが、之をその判定事由につき見るに、呼吸器の疾病及び、骨、關節の外傷の夫々 169 名最も多く丁種總數の夫々 15.1% に該り、之に亞ぐは白痴、痴愚、魯鈍の 141 名（12.6%）、短尺の 110 名（9.8%）で他は之等より遙に少數である。

## 第四 壯丁の身長

受檢壯丁 36,057 名中身長を測定せざる者 272 名を除いた 35,785 名の平均身長は 1.614 米にして、昭和十二年の 1.613 米よりも高く、之を全國平均の同 1.603 米（昭和十二年）に對比すれば著しい身長である。之等壯丁（測定せざる者を除く）を身長別に見るに、1.60—1.65 米の 11,702 名最も多く總數の 32.7% を占め、之に



並ぐは 15.5—16.0米の 9,612 名 (26.9%) 16.5—1.70 米の 6,900 名 (19.3%) にして、以上 1.55—1.70 米は總數の 46.1% に達する。更に體格等位別に平均身長を見るに、甲種身長は 1.615 米にして總平均よりも僅に高く、第一乙種及び第二乙種は夫々 1.623 米及び 1.620 米を示し、甲種を遙かに凌駕する。丙種相當數の短尺者を含むの平均は 1.602 米と總平均よりも著しく低く、丁種は更に低く 1.581 米を示す。尙兵役の適否を判定し難き者再検査を受くべき者 55 名の平均は 1.623 米を示す。身長別に検査成績を見るに甲種合格者の割合は 1.55—1.60 米の 40.7% 最も多く、1.60—1.65 米の 40.2% は略之に匹敵し、1.50—1.55 米の 39.2%、之に並ぎ、1.65—1.70 米は 36.7% と總平均よりも低率にして、これ以上は身長 5 種を増すに従ひ 30.6%、25.5% と低減し、1.80 米以上は 23.9% に過ぎない。

更に丙種合格者の割合は現役に適する者(身長 1.50 米 以上)のみに就いて見れば甲種に於ける程著しき差はなく、何れも 19% 未滿なるも 1.75—1.80 米に至れば 21.6% となり、更に 1.80 米以上に於ては 28.3% の高率となる。即ち身長 1.50 米以上にして現役に適する者たるの第一條件を滿たす者のみに就いて見れば、1.65 米以下の者は 1.66 米以上の長身者よりも良好な成績を示して居り、且 1.65 米以上は身長階級の上るに共に惡化の傾向にある。

### 第五 壯丁の胸圍

受檢壯丁總數 36,057 名中胸圍を測定せざる者 1,206 名を除いた 34,851 名の平均胸圍は 0.828 米を示し、之を昭和十二年の平均同 9.830 米と對比すれば僅少なから低下を見た。之等壯丁(測定せざる者を除く)を胸圍別に見るに、0.800—0.825 米の 8,787 名最も多く、0.825—0.850 米の 7,797 名 0.775—0.800 米の 5,006 名 0.850—0.875 米の 5,763 名之に並ぎ、以上 0.775 米乃至 0.875 米の者は總數 78.4% のに達する。

次に體格等位別に平均胸圍を見るに、甲種は 0.850 米にして總平均の 0.828 米を遙かに凌駕する。第一乙種は 0.826 米にして總平均に及ばず更に第二乙種は 0.812 米、丙種は 0.804 米、丁種は 0.799 米と體格等の劣ると共に低下を見、何れも總平均に及ばない、而して戊種は 0.834 米を示し、總平均を越す。

胸圍別に検査成績を見るに、甲種合格率は 0.875—0.900 米及び 0.900—0.925 米の夫々 68.0% 最も高く、之を中央とし 0.850—0.875 米の 63.5%、0.925—0.950 米の 62.0% 之に並ぎ、0.825—0.850 米の 51.1% 以下は胸圍の狭少なるに従つて著しき低減を示す。丙種合格者の割合は甲種合格者のそれと、全く相反して 0.875—0.900 米の 7.5% を中央とし、胸圍を増し、或は減するに伴ひその割合を増加する。即ち平均胸圍 0.828 米を遙かに凌ぐ 0.875 米乃至 0.925 米の壯丁に検査成績最も良好にして且之を中央とし、胸圍の大なる者は小なるものよりも優る傾向にある。

### 第六 壯丁の体重

受檢壯丁總數 36,057 名中体重を測定せざる者 272 名を除いた 35,785 名の体重は 52.27 疋で、昭和十二年と同一にして、全國平均(昭和十二年)同 53.24 疋よりは輕量である。之等壯丁(測定せざる者を除く) 35,785 名を體重別に見るに、50—55 疋の 12,238 名最も多く總數の 34.2% に該り、之に並ぐものは 45—50 疋の 9,756 名、55—60 疋の 7,050 名であつて、以上 45 疋乃至 60 疋にして總數の 47.0% に達する。次に體格等位別にその平均体重を見るに、甲種は 55.27 疋で、總平均 52.27 疋を遙かに凌ぎ、第一乙種は 52.41 疋にして僅に總平均を越ゆるも、第二乙種は 50.38 疋、丙種は 48.88 疋丁種は 47.01 疋と體格等位に劣ると共に輕量となり何れも總平均に及ばない。

而して戊種の平均は 54.26 疋にして、總平均を凌ぐ。體重別に検査成績を見るに、甲種合格者の割合は 60—65 疋 65.7% 最も多く、之を中央として体重を増し、或は減すると共にその割合減少し平均体重 52.27 疋以下の 45—50 疋に於ては 16.0% に過ぎない。丙種合格率は甲種に於けるに全く相反して 60—65 疋の 8.6% 及び 9.0% を著しく低きものとし、それ以上体重を増加或は減すると共にその割合を増し、平均体重以下の 45—50 疋は 24.5%、40—45 疋に至れば 63.1% に達する。即ち検査成績は平均体重を遙かに越す重量者に優秀な成績を示す。



第七 壯丁と教育程度

1. 教育程度別壯丁

教育程度別壯丁(百分比)

教育程度	数 總	適 齡 者	前年送り	昭和十二年	全 國
總 數	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高 等 教 育 修 了	11.8	1.1	74.1	11.3	4.5
中 等 教 育 修 了	15.5	16.0	12.3	19.6	11.2
初 等 教 育 修 了	70.2	80.1	12.6	66.3	81.7
義 務 教 育 未 修 了	2.5	2.8	1.0	2.8	2.6

受檢壯丁 36,057 名の教育程度を見るに、高等教育修了者 4,263 名 (11.8%) 中等教育修了者 5,573 名 (15.5%) 初等教育修了者 25,303 名 (70.2%) 義務教育未修了者 918 名 (2.5%) にして昭和十二年に比し中等教育修了者の割合減少し、それと同程度だけ初等教育修了者の割合を増加した。更に之を昭和十二年全國平均の高等教育修了者 4.5% 中等教育修了者 11.4% 初等教育修了者 81.8% 義務教育未修了者 (2.3%) と比較すれば、本市壯丁は中等程度以上の教育修了者著しく高率を示す、次に適齡者前年送り別にその教育程度を見るに高等教育修了者は、適齡者の 1.1% に對し前年送りは遙かに之を凌いで 74.1% を示し、中等教育修了者は適齡者の 16.0% は前年送りの 12.3% よりも高く、初等教育修了者及義務教育未修了者は適齡者の夫々 80.1% 2.8% なるに對し、前年送りは夫々 12.6% 及び 1.0% と適齡者よりも著しく低率にして、前年送りの主要事由が在學の爲の徴兵延期にあることを示す。

2. 教育程度別検査成績

検査成績を教育程度別に見るに、高等教育修了者では甲種 27.0% 第一乙種 26.4% 第二乙種 2.44% 丙種 21.1% 丁種及戊種 1.0% 中等教育修了者では甲種 28.7% 第一乙種 24.6% 第二乙種 22.4% 丙種 21.9% 丁種及戊種 2.4%、初等教育修了

者では甲種 41.1% 第一乙種 18.7% 第二乙種 17.6% 丙種 19.2% 丁種及戊種 3.4% 義務教育未修了者は甲種 38.6% 第一乙種 12.1% 第二乙種 14.8% 丙種 20.0% 丁種及戊種 14.5% を示す。即ち甲種合格率は初等教育修了者に最も高く總平均 37.4% を遙かに凌ぎ、中等教育修了者にありては著しく低く、更に高等教育修了者に至りては最低にして總平均に遠く及ばない。

丙種合格者の割合は甲種に於ける程、顕著な差違は認められないが、初等程度は總平均よりも低きも、中等程度及高等程度では何れも總平均を越す。而して第一乙種及第二乙種は何れも教育程度の上昇に伴ひその割合が多い。

教育程度別検査成績(百分比)

教育程度	總 數	甲 種	第一乙種	第二乙種	丙 種	丁 種	戊 種
總 數	100.0	37.4	20.4	19.1	19.9	3.1	0.1
高 等 程 度	100.0	27.0	26.4	24.4	21.1	1.1	0.0
中 等 程 度	100.0	28.7	24.6	22.4	21.9	2.3	0.1
初 等 程 度	100.0	41.1	18.7	17.6	19.2	3.2	0.2
義 務 教 育 未 修 了	100.0	38.6	12.1	14.8	20.0	14.3	0.2

以上に依れば、現役に適する者たるの條件を満たす者 (甲種、第一乙種及び第二乙種合格の合計) の割合に於ては教育程度の高低により大差なきも、最優秀なる體格保持者たる甲種合格者の割合は教育程度の上昇と共に減少し、一般的には検査成績は教育程度低き者程優るものと云ひ得る。

尙義務教育未修了者は、不就學者に所謂多數の不具者を包含して丁種の割合著しく高率を示し、その成績の良否は一概に断定し難い様である。併して壯丁の教育程度は彼等の社會的、經濟的條件もある程度示唆する一指標と認められるのであつて、壯丁の體格が彼等の育かれた社會的條件に依り必ずや影響を受けて居ることであらうが、既述の通り本市壯丁中には中等程度以上の教育修了者の割合著しく多く、受檢壯丁の 27.3% を占め全國の 15.9% の二倍に近く、之等中等程度以上の教育修了者の不成績は延いては本市壯丁検査成績全般を不良ならしめるものであると云へる。



第八 壯丁と職業

1. 職業別壯丁

受檢壯丁 36,057 名で職業（大分類）別に見るに、工業の 16,196 名最も多く、總數の 44.9% を占め、商業の 7,823 名 (21.7%)、公務自由業の 6,574 名(18.2%) 無業の 2,590 名 (7.2%)、交通業の 1,614 名 (4.8%) 農業の 741 名 (2.1%) 之に亞ぐ。壯丁の職業別割合（昭和十二年）の工業の 31.2%、農業の 29.7%、商業の 15.3%、公務自由業の 7.7%、交通業の 5.3%、無業の 4.0% と對比するに、本市のそれは工業、商業、公務自由業の割合著しく多く、之に反し農業は甚しく少い。

職業（大分類）別検査成績（百分比）

職業	總數	甲種	第一乙種	第二乙種	丙種	丁種	戊種
總數	100.0	37.4	20.4	19.1	19.9	3.1	0.1
農業	100.0	50.3	20.6	13.4	12.3	3.4	—
水産業	100.0	47.2	13.9	16.7	16.7	5.5	—
鑛業	100.0	41.2	17.6	35.3	5.9	—	—
工業	100.0	40.2	19.0	18.6	19.3	2.7	0.2
商業	100.0	42.3	19.7	16.9	18.6	2.4	0.1
交通業	100.0	48.4	19.7	16.8	14.4	0.7	—
公務自由業	100.0	27.7	26.1	24.1	20.7	1.4	0.0
家事使用人	100.0	33.9	22.6	24.2	16.1	3.2	—
其ノ他ノ使用人	100.0	36.6	17.9	20.5	20.8	4.2	—
無業者	100.0	19.6	17.3	18.8	30.9	13.1	0.3

2. 職業別検査成績

抑々壯丁の職業と體格との關係について考ふるに壯丁は未だ年齢低く従つて當該職業に従事せる年月數も短く、個々壯丁の體格は必ずしも直接當該職業により受けた影響の結果なりと斷定し得ない場合も多く、反つて夫々の體格の故に各自の職業

を選択せりし看做される場合も想像せられ、兩者の關係を觀察するに當つては、この間の事情を念頭に置く必要がある。

以下に於ては常にこの點に留意しつゝ觀察を進めたい。

職業大分類別に検査成績を見るに（水産業、鑛業及家事使用人は少數であるから省く）甲種合格率の最も高いのは農業の 50.3% であつて、之に亞ぐ交通業の 48.4% と共に著しく高率であつて、以下商業の 42.3% 工業の 40.2% は何れも總平均の 37.5% を凌ぐも、これ以下の公務自由業は 27.7% 無業者は 19.6% と總平均に遠く及ばない。更に丙種合格者の割合は、無業者の 30.9% を著しく高きものとしつゝ、其の他公務自由業の 20.9% は僅に總平均 19.9% を超過するも、他は何れも總平均以下にして工業は 19.3%、商業は 18.6%、交通業は 14.4%、農業に至りては 12.3% にすぎず。

以上に依れば職業大分類別に検査成績の最も良好なのは農業にして、交通業は略々之に匹敵し以下商業、工業にして無業者は最も不良なる結果を示し、公務自由業之に亞ぐ。

職業別検査成績から見るに、本市全體としての成績については、壯丁の職業別構成にもその一半の原因が見出されるのであつて、體格良好と思惟せられる農業、水産業等所謂原始生産業従事する者の割合少く、他面一般に體格の不良な公務自由業の比較的高率を占るこゝ即ちこれである。



附 壯丁検査関係法規 (抄)

兵役法

第二十三條 戶籍法ノ適用ヲ受クル者ニシテ前年十二月一日ヨリ其ノ年十一月三十日迄ノ間ニ於テ年齢二十年ニ達スル者ハ本法中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外徴兵検査ヲ受クルコトヲ要ス

第二十四條 戶主ハ其ノ家族中毎年十二月一日ヨリ同月三十一日迄ノ間ニ年齢二十年ト爲ル者アルトキハ其ノ年十一月中ニ、一月一日ヨリ十一月三十日迄ノ間ニ年齢二十年ト爲ル者アルトキハ其ノ前年十一月中ニ本籍ノ市町村長ニ届出ヅベシ戸主年齢二十年ト爲ルトキ亦同シ但シ命令ヲ以テ定ムル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十九條 徴兵検査ハ徴兵検査ヲ受クベキ者ノ本籍所在ノ徴募區ニ於テ之ヲ行フ但シ身體検査ニ限リ本籍所在ノ徴募區以外ノ地ニ於テ行フコトヲ得

第三十二條 身體検査ヲ受ケタル者ハ左ノ如ク之ヲ区分ス
一 現役ニ適スル者
二 國民兵役ニ適スルモ現役ニ適セザル者
三 兵役ニ適セザル者
四 兵役ノ適否ヲ判定シ難キ者
前項ニ規定スル区分ノ標準ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

兵役法施行令

第七條 現役兵ハ年齢十七年以上徴兵適齡未滿ノ者ニシテ現役兵トシテ陸軍ニ在リテハ二年、海軍ニ在リテハ三年在營スルコトヲ志願スル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ現役兵ニ充ツル者ノ資格ハ兵役法及本令ノ定ムル所ニ依リ現役兵トシテ徴集セララル者ノ資格ニ同ジ
第一項ニ規定スル年齢ハ志願ノ年ノ十二月

一日ニ於ケル年齢トス

第四十九條 聯隊區徴兵官ハ聯隊區内道府縣毎ニ左ノ区分ニ從ヒ聯隊區司令官、當道府縣ノ兵事ニ關スル事務ヲ分掌スル書記官又ハ地方事務官(以下之ヲ兵事官ト稱ス)、支廳長、市長及區長ヲ以テ之ニ充テ聯隊區司令官ヲ首座トシ徴兵事務ヲ執行ス

四 第四十二條ノ市ノ區ニ在リテハ聯隊區司令官及區長

第六十七條 身體検査ハ聯隊區徴兵署内ニ設クル身體検査場ニ於テ之ヲ行フ

第六十八條 兵役法第三十二條第二項ノ規定ニ依ル標準及同法第三十三條第一項ニ規定スル體格等位左ノ如シ

一 現役ニ適スル者ハ身長一・五〇メートル以上ニシテ身體强健ナル者トス
現役ニ適スル者ハ其ノ體格ノ程度ニ應ジ之ヲ甲種及乙種ニ、乙種ハ之ヲ第一乙種及第二乙種ニ分ツ

二 國民兵役ニ適スルモ現役ニ適セザル者ハ身長一・五〇メートル以上ニシテ身體乙種ニ次グ者及身長一・四五メートル以上、一・五〇メートル未滿ノ者ニシテ第三號及第四號ニ該當セザル者トス之ヲ丙種トス

三 兵役ニ適セザル者ハ身長一・四五メートル未滿ノ者及左ニ掲グル疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常アル者トス之ヲ丁種トス

- (イ) 全身畸形
(ロ) 筋骨甚薄弱ナルモノ

四 兵役ノ適否ヲ判定シ難キ者ハ身體検査ヲ受ケタル年ニ於テハ疾病中又ハ病後其ノ他ノ事由ニ因リ甲種又ハ乙種ト判定シ難キモ其ノ翌年ニ至ルトキハ甲種又ハ

乙種ニ合格スベキ見込アル者トス之ヲ戊種トス

第七十一條 聯隊區徴兵官ハ身體検査ヲ受クル者ノ體格等位ノ決定ニ任ズ

第七十八條 他ノ徴募區ニ寄留スル者ハ本人ノ願ニ依リ其ノ地ニ於テ身體検査ヲ受クルコトヲ得

陸軍大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ船員ニ限リ本人ノ願ニ依リ寄留地以外ノ地ニ於テ身體検査ヲ受ケシムルコトヲ得

兵役法施行規則

第七十三條 法第二十四條ノ規定ニ依リ爲スベキ届出ハ之ヲ徴兵適齡届ト稱ス

第八十三條 市町村長ハ第七十七條第一項第一號ノ規定ニ依リ調査シタル其ノ年ノ徴兵適齡者ニ付其ノ戶籍ト徴兵適齡届トヲ照合シテ左ノ書類ヲ作ルベシ
一 壯丁名簿

第八十四條 壯丁名簿及壯丁名簿附表ノ様式ハ附録第二様式其一及其ニ依ル壯丁名簿ハ之ヲ一冊ニ假綴シ其ノ人員ノ總計ヲ記シタル書面ヲ附シ市町村長之ヲ署名捺印スベシ

陸軍身體規則

第一條 本令ハ徴兵身體検査(徴兵検査ニ於ケル身體検査ヲ謂フ以下同シ)陸軍志願者身體検査及陸軍航空勤務者身體検査ヲ規定スルモノトス

第三條 疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ因リ一見丙種、丁種又ハ不合格ト爲スベキ事項ヲ發見シタルトキハ特ニ規定スルモノヲ除クノ外ハ爾後ノ検査ヲ省略シ體格等位及合格不合格ト判定スベシ

第四條 一日ノ検査人員ハ醫官三名ノ場合ニ於テハ概ネ百五十人乃至百七十人、醫官二名ノ場合ニ於テハ概ネ百人乃至百三十人トス但シ視力障礙其ノ他ノ疾病特ニ多シト認ムル場合其ノ他特ニ必要アル場合ニ於テハ

適宜其ノ人員ヲ減ズルコトヲ得

第六條 疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ因リ第一乙種、第二乙種、丙種又ハ丁種ト爲スベキ標準ハ附録第二ニ依ルベシ但シ之ニ規定ナキトキ又ハ其ノ程度ニ差異アルトキハ空欄アルモノニ限リ其ノ輕重ニ應ジ體格等位ヲ判定スルコトヲ得

數箇ノ疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常アル者ニ付テハ之ヲ綜合シテ下位ノ體格等位ニ判定スルコトヲ得

(附録第二略)

第九條 疾病又ハ畸形等ニシテ身長、胸圍及體重ヲ測定シ得ザル者ハ壯丁名簿ニ其ノ事由ヲ記入スベシ

身長一・五〇米未滿ノ者ニ在リテハ胸圍ノ測定ヲ省略スルコトヲ得

第十條 壯丁名簿ニハ甲種ト爲ス者及身長不足ノ故ヲ以テ丙種又ハ丁種ト爲ス者ヲ除クノ外ハ其ノ體格等位ヲ定メタル疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ヲ記入シ尙將來參考ト爲スベキ事項ハ之ヲ相當欄ニ記入スベシ
前項ノ記入事項二箇以上アルトキハ體格等位ヲ定メタル疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常(綜合シタル場合ハ主要ナルモノ)ノ右肩上一「△」ノ符號ヲ附スベシ

第十二條 「トラホーム」及花柳病ノ検査ハ受檢者全員ニ就キ之ヲ行フベシ

第十八條
各眼ノ裸眼視力(以下單ニ之ヲ視力ト稱ス)「〇・六」ニ滿チザル者、近視又ハ近視性亂視ヲ有シ各眼ノ視力「〇・三」以上ニシテ且ニ「ヂオプトリー」以下ノ球面鏡ニ依ル各眼ノ矯正視力「〇・八」ニ滿チザル者及遠視又ハ遠視性亂視ヲ有シ「ヂオプトリー」以下ノ球面鏡ニ依ル各眼ノ矯正視力「〇・八」ニ滿チザル者ハ甲種ト爲スコトヲ得ズ



第一表 區別檢

區名	實數						
	總數	甲種	第一乙種	第二乙種	丙種	丁種	
總數	36,057	13,505	7,342	6,876	7,161	1,118	
舊市部	16,417	5,833	3,534	3,110	3,399	514	
魏神日京	町田橋	412	112	107	76	105	12
		1,110	416	247	187	223	37
		953	338	226	175	183	30
		1,151	428	258	209	238	17
		1,546	586	316	327	279	32
麻赤四牛小	布坂谷込川	642	248	121	128	133	12
		368	136	90	73	59	8
		557	218	120	116	94	9
		910	306	231	166	177	29
		1,097	416	251	203	206	20
本下淺本深	郷草所川	1,024	325	242	238	175	43
		1,424	489	291	238	343	61
		1,833	633	373	368	382	74
		2,001	680	367	374	495	76
		1,389	502	294	232	307	54
新市部	19,640	7,672	3,808	3,766	3,762	604	
品目桂大蒲	川黒原森田	1,229	500	234	258	205	32
		731	291	164	124	144	7
		716	268	147	127	147	27
		1,091	464	180	226	190	29
		879	384	128	157	196	13
世澁淀中杉	谷谷橋野並	1,025	494	147	209	141	34
		1,374	460	282	276	321	34
		891	313	177	203	173	22
		796	265	176	167	166	22
		887	329	189	155	191	23
豊瀧荒王板	島川子橋	1,345	469	271	268	283	52
		594	185	129	133	119	26
		1,676	677	282	246	407	57
		844	300	164	183	172	24
		984	426	202	146	165	44
足向城葛江	立島東飾川	1,088	374	245	222	211	33
		1,084	430	185	223	197	48
		1,020	446	220	193	127	32
		559	241	96	114	96	12
		827	356	190	136	111	33
適前年送者	30,768	11,896	6,082	5,643	6,072	1,028	
本市居住者	5,289	1,609	1,260	1,233	1,089	90	
出生以來引續本市居住者	13,248	5,116	2,576	2,456	2,615	454	
本市外居住者	21,491	7,868	4,462	4,174	4,315	638	
	1,328	521	304	246	231	26	

查成績

戊種	百分比						戊種
	總數	甲種	第一乙種	第二乙種	丙種	丁種	
55	100.0	37.4	20.4	19.1	19.9	3.1	0.1
27	100.0	35.5	21.5	19.0	20.7	3.1	0.2
—	100.0	27.2	26.0	18.4	25.5	2.9	—
—	100.0	37.5	22.3	16.8	20.1	3.3	—
1	100.0	35.5	23.7	18.4	19.2	3.1	0.1
1	100.0	37.2	22.4	18.1	20.7	1.5	0.1
6	100.0	37.9	20.4	21.2	18.0	2.1	0.4
—	100.0	38.6	18.9	19.9	20.7	1.9	—
2	100.0	37.0	24.5	19.8	16.0	2.2	0.5
—	100.0	39.1	21.6	20.8	16.9	1.6	—
1	100.0	33.6	25.4	18.2	19.5	3.2	0.1
1	100.0	37.9	22.9	18.5	18.8	1.8	0.1
1	100.0	31.8	23.6	23.2	17.1	4.2	0.1
2	100.0	34.3	20.5	16.7	24.1	4.3	0.1
3	100.0	34.5	20.3	20.1	20.8	4.1	0.2
9	100.0	34.0	18.3	18.7	24.7	3.8	0.5
—	100.0	36.1	21.2	16.7	22.1	3.9	—
28	100.0	39.1	19.4	19.2	19.1	3.1	0.1
—	100.0	40.7	19.0	21.0	16.7	2.6	—
1	100.0	39.8	22.4	17.0	19.7	1.0	0.1
—	100.0	37.4	20.5	17.8	20.5	3.8	—
2	100.0	42.5	16.5	20.7	17.4	2.7	0.2
1	100.0	43.7	14.5	17.9	22.3	1.5	0.1
—	100.0	48.2	14.3	20.4	13.8	3.3	—
1	100.0	33.5	20.5	20.1	23.5	2.5	0.1
3	100.0	35.1	19.9	22.8	19.4	2.5	0.3
—	100.0	33.3	22.1	21.0	20.9	2.7	—
—	100.0	37.1	21.3	17.5	21.5	2.6	—
2	100.0	34.9	20.1	19.9	21.0	3.9	0.2
2	100.0	31.2	21.7	22.4	20.0	4.4	0.3
7	100.0	40.4	16.8	14.7	24.3	3.4	0.4
1	100.0	35.6	19.4	21.7	20.4	2.8	0.1
1	100.0	43.3	20.5	14.8	16.8	4.5	0.1
3	100.0	34.4	22.5	20.4	19.4	3.0	0.3
1	100.0	39.7	17.0	20.6	18.2	4.4	0.1
2	100.0	43.7	21.6	18.9	12.5	3.1	0.2
—	100.0	43.1	17.2	20.4	17.2	2.1	—
1	100.0	43.0	23.0	16.5	13.4	4.0	0.1
47	100.0	38.7	19.8	18.3	19.7	3.3	0.2
8	100.0	30.4	23.8	23.3	20.6	1.7	0.2
31	100.0	38.6	19.4	18.6	16.8	3.4	0.2
34	100.0	36.6	20.8	19.4	20.1	3.0	0.1
—	100.0	39.2	22.9	18.5	17.4	2.3	—



第二表 前年トノ検査成績比較

(百分比)

區名	甲種		第一乙種		第二乙種		丙種		丁種	
	本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年
	總數	37.5	33.1	20.4	18.5	19.1	18.5	19.7	26.7	3.1
舊市部	35.5	31.8	21.5	19.0	18.9	18.6	20.7	27.5	3.1	3.1
龜神日京										
町田橋橋	27.2	31.1	26.0	14.9	18.5	20.7	25.5	29.9	2.9	3.2
本芝	37.5	30.7	22.3	17.8	16.9	17.4	20.1	29.2	3.3	4.9
	35.5	31.8	23.7	17.5	18.4	16.9	19.2	30.0	3.2	3.8
	37.2	34.0	22.4	23.8	18.2	20.1	20.7	19.6	1.5	2.5
	37.9	33.9	20.4	22.5	21.2	22.6	18.1	18.4	2.1	2.7
麻赤四牛小										
布坂谷込川	38.6	31.1	18.9	19.0	19.9	19.3	20.7	27.6	1.9	3.0
	37.0	37.6	24.5	22.5	19.8	19.2	16.0	18.3	2.2	2.4
	39.1	35.7	21.5	15.9	20.8	14.4	16.9	30.2	1.6	3.4
	33.6	33.5	25.4	17.7	18.2	18.8	19.5	27.3	3.2	2.6
	37.9	33.4	22.9	18.7	18.5	19.5	18.8	24.1	1.8	4.3
本下淺本深										
郷谷草所川	31.7	28.3	23.6	19.5	23.2	20.6	17.1	30.5	4.2	1.1
	34.3	35.5	20.4	16.0	16.7	12.5	24.1	33.7	4.3	2.3
	34.5	27.8	20.4	14.2	20.1	21.3	20.8	33.6	4.0	3.2
	34.0	31.0	18.3	23.8	18.7	17.8	24.7	24.0	3.8	3.4
	36.1	29.7	21.2	17.7	16.7	17.5	22.1	32.2	3.9	2.8
新市部	39.1	34.2	19.4	18.1	19.2	18.4	19.2	25.9	3.1	3.3
品目在大浦										
川黒原森田	40.7	33.5	19.0	15.5	21.0	15.5	16.7	32.9	2.6	2.5
	39.8	33.1	22.4	21.6	17.0	22.9	19.7	21.2	1.0	1.2
	37.4	29.3	20.5	17.6	17.7	19.5	20.5	28.3	3.8	5.3
	42.5	35.4	16.5	17.0	20.7	19.2	17.4	25.4	2.7	3.0
	43.7	30.7	14.6	19.2	17.9	18.4	22.3	26.8	1.5	4.8
世澁淀中杉										
谷谷橋野並	48.2	33.5	14.3	20.8	20.4	16.6	13.8	25.6	3.3	3.5
	33.5	27.9	20.5	20.4	20.1	22.0	23.4	25.3	2.5	4.5
	35.1	32.7	19.9	19.4	22.8	23.5	19.4	20.9	2.5	3.5
	33.3	28.2	22.1	16.0	21.0	15.2	20.9	35.9	2.8	4.6
	37.1	35.5	21.3	18.5	17.5	23.7	21.5	20.2	2.6	2.3
豊瀧荒王板										
島川川子橋	34.9	31.6	20.2	17.7	19.9	18.4	21.0	29.9	3.9	2.4
	31.1	26.3	21.7	19.5	22.4	22.0	20.0	29.6	4.4	2.5
	40.4	37.7	16.8	18.9	14.7	14.4	24.3	25.6	3.4	3.3
	35.6	29.6	19.4	18.5	21.7	17.7	20.4	32.2	2.8	2.3
	43.3	35.4	20.5	14.7	14.8	16.9	16.8	29.0	4.5	4.1
足向城葛江										
立島東飾川	34.4	41.4	22.5	15.7	20.4	18.1	19.4	21.7	3.0	3.1
	39.7	32.9	17.1	16.4	20.6	22.0	18.2	25.0	4.4	3.7
	43.7	42.1	21.6	17.6	18.9	16.0	12.5	20.7	3.1	3.6
	43.1	43.8	17.2	17.0	20.4	11.4	17.2	24.9	2.2	2.6
	43.1	44.0	23.0	19.6	16.5	16.9	13.4	16.4	4.0	3.1

第三表 トラホーム及花柳病患者

區名	受檢人員	トラホーム患者				花柳病患者				
		總數	重症	中等症	輕症	疑似症	總數	淋疾	軟性下疳	梅毒
總數	36,057	1,033	16	86	843	88	234	117	85	32
舊市部	16,417	382	7	28	306	41	88	43	36	9
龜神日京										
町田橋橋	412	11	—	1	10	—	1	1	—	—
	1,110	39	2	5	32	—	4	2	—	—
	953	41	2	3	36	—	1	1	—	—
	1,151	20	—	1	18	1	8	3	4	1
	1,546	32	—	2	21	9	19	8	10	1
麻赤四牛小										
布坂谷込川	642	15	—	—	11	4	6	2	1	3
	368	2	—	—	2	—	2	2	—	—
	557	14	—	1	10	3	8	4	4	—
	910	22	1	3	18	—	2	2	—	—
	1,097	17	—	2	15	—	8	6	2	—
郷谷草所川	1,024	35	1	1	33	—	4	1	2	1
	1,424	25	—	3	17	5	7	4	3	—
	1,833	31	—	1	30	—	3	2	1	—
	2,001	67	—	4	45	18	12	4	6	2
	1,389	11	1	1	8	1	3	1	1	1
新市部	19,640	651	9	58	537	47	146	74	49	23
品目在大浦										
川黒原森田	1,229	27	1	5	21	—	5	4	—	1
	731	11	—	—	11	—	8	7	—	1
	716	27	—	—	27	—	13	9	1	3
	1,091	32	3	1	28	—	5	2	2	1
	879	71	—	5	66	—	8	3	1	4
世澁淀中杉										
谷谷橋野並	1,025	30	—	2	28	—	10	5	5	—
	1,374	16	—	—	16	—	20	11	8	1
	891	21	1	2	9	9	4	1	3	—
	796	21	—	—	19	2	10	6	3	1
	887	14	—	—	14	—	9	5	3	1
豊瀧荒王板										
島川川子橋	1,345	34	—	6	20	8	12	6	5	1
	594	21	—	2	19	—	1	—	1	—
	1,676	81	—	13	54	14	6	3	3	—
	844	41	—	4	31	6	3	—	3	—
	984	38	1	4	29	4	9	4	4	1
足向城葛江										
立島東飾川	1,088	30	1	3	26	—	17	5	5	7
	1,084	21	1	5	15	—	4	3	—	1
	1,020	52	1	2	49	—	2	—	2	—
	559	34	—	3	27	4	—	—	—	—
	827	29	—	1	28	—	—	—	—	—
適齡者	30,768	959	16	83	779	81	190	88	75	27
前年送り	5,289	74	—	3	64	7	44	29	10	5



第四表 丙種ノ主

區名	丙種總數	短尺	筋骨薄弱	脂肪過多	骨關節炎	癥痕、母斑	眼疾、眼珠異常	重トラホー症	近視性又ハ視	遠視性又ハ視
總數	7,161	804	1,914	51	23	22	408	6	949	8
舊市部	3,399	355	883	31	12	12	185	3	534	4
神戶市	105	5	33	—	—	—	7	—	6	—
本芝	223	27	37	—	2	2	8	1	53	—
日京	183	21	17	—	—	2	22	2	38	—
芝	238	14	42	1	1	—	8	—	37	1
石	279	29	96	4	—	1	17	—	33	—
麻赤四牛小	133	11	41	7	1	—	6	—	11	—
本下淺本深	59	8	15	1	1	—	4	—	11	—
新市部	94	10	32	2	—	—	3	—	6	—
品目在大蒲	177	22	32	—	2	2	3	—	48	2
世澁淀中杉	206	24	15	1	1	—	4	—	83	—
世澁淀中杉	175	20	50	—	—	—	8	—	43	—
野	343	38	128	2	1	—	34	—	35	—
戶	382	44	105	1	2	2	17	—	62	—
總數	495	57	92	12	1	3	19	—	35	1
昭和十二年	307	25	148	—	—	—	25	—	33	—
品目在大蒲	3,762	449	1,031	20	11	10	223	3	415	4
世澁淀中杉	205	23	36	—	—	—	8	1	37	2
野	144	18	38	1	—	—	—	—	20	—
戶	147	20	10	—	—	1	11	—	25	—
總數	190	16	33	—	4	2	11	2	45	—
昭和十二年	196	21	66	—	—	—	17	—	11	—
世澁淀中杉	141	10	37	—	—	—	11	—	19	—
野	321	20	72	2	1	—	7	—	33	—
戶	173	23	43	—	1	1	17	—	11	—
總數	166	12	43	3	1	—	1	—	15	—
昭和十二年	191	14	85	—	—	—	1	—	14	—
世澁淀中杉	283	32	38	3	—	—	19	—	27	1
野	119	15	55	—	—	—	5	—	19	—
戶	407	59	163	6	—	3	35	—	27	—
總數	172	18	48	2	—	—	13	—	21	—
昭和十二年	165	17	77	1	1	1	12	—	5	—
世澁淀中杉	211	32	86	—	2	1	15	—	30	1
野	197	37	1	1	—	1	15	—	18	—
戶	127	34	19	—	1	—	9	—	20	—
總數	96	11	49	1	—	—	7	—	2	—
昭和十二年	111	17	32	—	—	—	9	—	16	—
百分比	100.0	11.2	26.7	0.7	0.3	0.3	5.7	0.1	13.3	0.1
昭和十二年	100.0	9.0	49.9	0.3	0.8	0.3	3.6	0.1	9.8	0.1

要事由

其ノ眼他病	一兩眼盲	聽器ノ疾病	鼻ノ缺損、副	胸廓變形	呼ノ吸灰器病	循ノ環疾器病	肛疾病門異常	泌尿生殖器異常	骨ノ關節傷	手缺損、指ノ指	其ノ他
77	92	650	7	458	997	117	90	15	110	111	252
42	31	347	2	184	448	52	41	5	47	38	143
—	2	3	—	16	21	3	1	—	1	—	7
7	—	12	1	30	27	5	2	—	—	3	6
2	2	6	—	41	12	2	1	1	3	5	6
5	1	27	—	2	62	12	4	1	5	3	12
4	—	28	—	5	34	2	2	1	3	6	14
4	—	15	—	5	15	—	3	—	3	4	7
1	1	4	—	1	7	—	—	—	1	—	4
1	—	13	—	9	11	2	1	—	1	—	3
2	2	8	—	25	20	1	3	1	2	—	2
3	7	2	—	18	32	7	6	—	1	—	2
2	4	11	—	1	25	4	1	—	3	—	3
3	3	54	—	6	23	4	1	—	4	—	4
2	2	65	—	2	59	3	3	—	5	—	5
1	1	53	1	21	94	7	12	1	12	8	64
5	6	46	—	2	6	—	1	—	3	3	4
35	61	303	5	274	549	65	49	10	63	73	109
—	1	13	—	33	20	7	4	—	6	6	8
1	8	12	—	14	17	5	4	—	1	5	—
2	—	1	—	19	37	5	6	—	4	1	4
1	2	3	—	25	23	4	6	—	5	3	6
—	4	13	1	17	32	1	5	—	2	3	3
3	1	8	1	20	20	—	5	—	4	—	2
2	1	25	1	46	74	11	3	—	8	5	10
—	1	15	—	8	31	5	2	1	5	1	8
2	1	8	—	12	47	4	3	2	7	—	5
—	8	15	—	22	16	5	2	—	5	2	2
3	4	19	—	21	79	4	2	—	4	3	24
1	—	5	—	—	13	3	—	—	—	2	1
5	3	50	1	12	17	1	2	2	3	10	8
—	4	17	—	7	28	—	1	1	1	8	3
2	5	18	—	3	10	—	—	1	—	4	8
4	3	5	—	—	22	2	—	—	1	6	1
4	7	42	—	11	39	5	1	1	2	5	7
3	6	6	—	1	10	—	3	2	2	5	6
—	1	14	1	2	3	—	—	—	—	2	3
2	1	14	—	1	11	3	—	—	3	2	—
1.1	1.3	9.1	0.1	6.4	13.9	1.6	1.3	0.2	1.5	1.6	3.5
0.5	0.9	6.7	0.3	1.5	8.3	1.7	2.3	0.5	1.0	1.3	1.1







第六表 身 長 別

區 名	受 檢 人 員	1.80 米 以 上	1.75 —1.80	1.70 —1.75	1.65 —1.70	
總 數	36,057	46	376	2,242	6,900	
舊 市 部	16,417	26	181	1,056	3,186	
體 神 日 京	町 田 橋 橋	412	—	8	32	125
		1,110	2	7	71	222
		953	—	7	71	216
		1,151	2	11	80	254
1,546	1	22	103	330		
麻 赤 四 牛 小	布 坂 谷 込 川	642	—	10	46	150
		368	—	11	29	88
		557	2	6	42	96
		910	1	11	78	175
		1,097	4	12	81	233
本 下 淺 本 深	郷 谷 草 所 川	1,024	6	14	61	214
		1,424	1	9	72	241
		1,833	—	21	91	296
		2,001	7	23	127	333
		1,389	—	9	72	213
新 市 部	19,640	20	195	1,186	3,714	
品 目 在 大 蒲	川 黒 原 森 田	1,229	2	15	80	265
		731	2	12	50	169
		716	—	6	41	147
		1,091	1	13	81	238
		879	1	6	50	167
世 澁 淀 中 杉	田 谷 谷 橋 野 並	1,025	1	13	90	206
		1,374	2	22	129	301
		891	2	15	79	198
		796	2	13	50	171
		887	2	8	77	203
豊 瀧 荒 王 板	野 島 川 川 子 橋	1,345	1	16	84	256
		594	1	6	33	106
		1,676	1	9	60	258
		844	—	8	38	143
		984	—	4	46	145
足 向 城 葛 江	戶 立 島 東 飾 川	1,088	—	2	53	181
		1,084	—	11	44	173
		1,020	1	9	36	156
		559	—	5	27	93
		827	1	2	38	138

壯 丁

1.60 —1.65	1.55 —1.60	1.50 —1.55	1.45 —1.50	1.40 —1.45	1.40米 未 滿	測 定 セ ヲ ヲ ル 者	平 均 身 長
11,702	9,612	3,974	823	96	14	272	* 1.614
5,333	4,403	1,703	365	42	5	117	1.615
134	84	21	5	1	—	2	1.633
363	291	116	27	4	—	7	1.615
309	244	72	21	—	—	13	1.621
356	322	104	14	2	1	5	1.619
557	368	127	31	1	—	6	1.621
208	147	65	11	1	—	4	1.622
119	79	33	8	—	—	1	1.626
174	165	59	10	2	—	1	1.615
273	238	100	22	4	—	8	1.617
354	274	109	25	2	—	3	1.619
346	263	87	20	3	—	10	1.620
493	398	151	40	2	—	17	1.610
577	562	218	47	5	4	12	1.607
637	532	258	58	10	—	16	1.610
433	436	183	26	5	—	12	1.606
6,369	5,209	2,271	458	54	9	155	1.613
417	308	104	23	2	1	12	1.620
229	183	64	18	1	—	3	1.621
213	194	87	20	1	—	7	1.612
346	289	104	16	1	—	2	1.620
318	224	88	22	1	—	2	1.615
347	242	105	10	2	1	8	1.622
470	296	119	20	1	—	14	1.626
288	206	70	23	2	1	7	1.624
271	187	82	12	3	1	4	1.620
293	209	67	15	2	—	11	1.625
419	351	168	33	5	1	11	1.612
204	160	64	15	1	—	4	1.613
500	532	233	60	8	1	14	1.601
305	205	117	19	1	—	8	1.610
303	306	143	20	6	—	11	1.603
357	268	181	32	2	1	11	1.604
341	319	142	38	8	1	7	1.604
298	312	164	34	1	—	9	1.601
189	163	65	11	1	—	5	1.610
261	255	104	17	5	1	5	1.608



第七表 胸 圍 別

區 名	受 檢 人 員	0.950米 以 上	0.925 —0.950	0.900 —0.925	0.875 —0.900	
總 數	36,057	265	329	1,041	2,479	
舊 市 部	16,417	147	171	490	1,119	
麴 神 日 京	町 田 橋 橋	412	3	4	6	22
		1,110	5	6	31	69
		953	8	3	18	56
		1,151	7	9	36	68
		1,546	25	40	82	187
麻 赤 四 牛 小	布 坂 谷 込 川	642	14	11	45	57
		368	4	10	16	40
		557	6	5	17	53
		910	5	5	15	55
		1,097	3	4	24	45
本 下 淺 本 深	郷 谷 草 所 川	1,024	3	7	18	63
		1,424	2	5	7	42
		1,833	13	20	43	104
		2,001	43	39	84	165
		1,389	6	3	48	93
新 市 部	19,640	118	158	551	1,360	
品 目 荏 大 蒲	川 黒 原 森 田	1,229	9	4	16	50
		731	4	8	21	58
		716	5	5	7	31
		1,091	8	14	31	72
		879	4	5	22	74
世 澄 淀 中 杉	谷 谷 橋 野 並	1,025	4	10	48	102
		1,374	4	13	25	66
		891	15	20	57	95
		796	9	6	18	61
		887	8	3	18	47
豊 瀧 荒 王 板	鳥 川 川 子 橋	1,345	17	16	60	124
		594	5	4	15	49
		1,676	5	7	31	89
		844	3	8	24	54
		984	3	1	15	47
足 向 城 葛 江	立 島 東 飾 川	1,088	1	13	45	90
		1,084	5	3	13	30
		1,020	5	3	30	81
		559	—	8	22	43
		827	4	7	33	97

壯 丁

0.850 —0.875	0.825 —0.850	0.800 —0.825	0.775 —0.800	0.750 —0.775	0.750米 未 滿	測 定 セ ザ ル 者	平 均 胸 圍
5,763	7,797	8,787	5,006	2,549	835	1,206	米 0.828
2,558	3,492	3,997	2,272	1,211	431	529	0.828
54	83	100	77	38	17	8	0.820
158	232	285	161	96	29	38	0.824
104	191	241	165	96	37	34	0.819
167	220	305	172	107	38	22	0.823
349	371	297	104	36	17	38	0.847
143	165	108	53	23	7	16	0.845
82	84	81	22	13	7	9	0.843
99	109	127	76	40	12	13	0.831
93	162	237	164	92	48	34	0.816
131	206	298	187	119	50	30	0.816
152	191	291	142	92	32	33	0.822
143	271	375	290	172	58	59	0.811
302	425	455	244	130	29	68	0.828
357	444	472	206	80	27	84	0.839
224	338	325	209	77	23	43	0.829
3,205	4,305	4,790	2,734	1,338	404	677	0.828
159	204	378	208	127	36	38	0.818
125	156	175	113	39	10	22	0.830
91	130	195	132	70	22	28	0.818
199	238	253	154	68	34	20	0.829
138	196	234	115	52	14	25	0.829
192	235	241	102	54	16	21	0.836
186	273	347	253	128	44	35	0.820
205	209	153	76	21	7	33	0.847
120	158	214	119	56	15	20	0.827
111	177	252	146	75	22	28	0.822
245	342	275	137	66	13	50	0.838
80	127	152	88	43	11	20	0.827
255	401	405	224	129	47	83	0.824
136	193	206	125	53	14	28	0.828
158	219	264	147	72	21	37	0.823
201	236	247	140	49	20	46	0.833
138	247	288	176	97	33	54	0.818
203	236	226	119	65	8	44	0.832
89	140	126	76	31	7	17	0.832
174	188	159	84	43	10	28	0.838



第八表 體 重 別

區 名	受 檢 人 員	75斤以上	70—75	65—70	60—65	
總 數	36,057	153	202	609	2,388	
舊 市 部	16,417	90	104	279	1,092	
麴 神 日 京	町 田 橋 橋 本 芝	412	3	2	4	35
		1,110	2	8	11	79
		953	5	7	17	62
		1,151	4	10	26	97
		1,546	8	9	36	115
麻 赤 四 牛 小	布 坂 谷 込 川 石	642	8	4	9	46
		368	1	2	7	23
		557	3	4	12	45
		910	5	8	19	68
		1,097	1	5	20	75
本 下 淺 本 深	郷 谷 草 所 川	1,024	2	4	21	53
		1,424	2	3	20	74
		1,833	5	12	22	95
		2,001	39	21	35	123
		1,389	2	5	20	102
新 市 部	19,640	63	98	330	1,296	
品 目 荏 大 蒲	川 黒 原 森 田	1,229	6	6	18	71
		731	2	2	11	44
		716	5	5	15	42
		1,091	7	4	21	71
		879	2	2	15	61
世 澄 淀 中 杉	田 谷 谷 橋 野 並	1,025	1	7	24	99
		1,374	4	11	32	80
		891	7	6	20	62
		796	8	4	16	51
		887	1	9	12	51
豊 瀧 荒 王 板	野 島 川 子 橋	1,345	8	8	24	83
		594	—	4	11	43
		1,676	—	8	24	97
		844	3	2	10	51
		984	3	—	18	60
足 向 城 葛 江	立 島 束 飾 川 戸	1,088	1	5	12	90
		1,084	3	6	4	50
		1,020	1	5	19	72
		559	—	1	12	46
		827	1	3	12	72

壯 丁

55—60	50—55	45—50	40—45	35—40	35斤未満	測定セザル者	平 均 體 重
7,050	12,238	9,786	2,998	327	34	272	52.27
3,065	5,453	4,579	1,458	161	19	117	52.16
94	142	106	16	6	2	2	52.93
212	362	316	100	13	—	7	52.00
184	322	253	80	9	1	13	52.33
221	401	298	85	3	1	5	52.81
303	548	397	112	12	—	6	52.69
130	215	153	68	4	1	4	52.50
83	134	86	26	5	—	1	52.64
107	189	149	40	7	—	1	52.63
148	290	267	83	11	3	8	52.06
225	362	285	110	11	—	3	52.14
200	308	318	100	8	—	10	51.78
269	456	428	136	16	3	17	51.57
242	617	579	223	21	5	12	51.03
351	652	566	174	21	3	16	52.48
296	455	378	105	14	—	12	52.35
3,985	6,785	5,207	1,540	166	15	155	52.35
222	417	361	107	7	2	12	51.96
138	238	235	55	3	—	3	51.97
142	261	185	48	5	1	7	52.61
198	383	288	103	14	—	2	52.12
200	325	200	65	7	—	2	52.69
265	352	218	44	7	—	8	53.68
275	463	367	115	12	1	14	52.35
204	310	205	63	5	2	7	53.03
142	257	235	76	3	—	4	52.20
170	318	235	68	11	1	11	52.16
246	457	388	102	17	1	11	52.16
104	202	176	49	1	—	4	52.18
327	588	458	141	17	2	14	51.98
162	308	228	64	8	—	8	52.12
222	353	239	70	7	1	11	52.54
227	357	276	96	12	1	11	52.31
204	378	309	104	19	—	7	51.48
220	350	263	75	5	1	9	52.57
128	192	128	44	1	2	5	52.80
189	276	213	51	5	—	5	52.84



第九表 検査成績ヨリ見タ身

種 別	實 數						
	總 數	甲 種	第一乙種	第二乙種	丙 種	丁 種	
總 數	36,057	13,505	7,342	6,876	7,161	1,118	
身 長	1.80 米 以 上	46	11	8	14	13	—
	1.75 — 1.80	376	96	83	111	81	5
	1.70 — 1.75	2,242	687	564	519	423	47
	1.65 — 1.70	6,900	2,532	1,580	1,423	1,248	105
	1.60 — 1.65	11,702	4,701	2,562	2,137	2,038	239
	1.55 — 1.60	9,612	3,921	1,846	1,822	1,797	214
	1.50 — 1.55	3,974	1,557	699	850	748	117
	1.45 — 1.50	823	—	—	—	804	19
	1.40 — 1.45	96	—	—	—	—	96
	1.40 米 未 滿	14	—	—	—	—	14
測 定 セ ザ ル 者	272	—	—	—	9	262	
平 均 身 長	1.614	1.615	1.623	1.620	1.602	1.581	
胸 圍	0.950 米 以 上	265	92	40	59	67	7
	0.925 — 0.950	329	204	54	36	35	—
	0.900 — 0.925	1,041	708	150	83	84	13
	0.875 — 0.900	2,479	1,685	365	211	186	27
	0.850 — 0.875	5,763	3,660	930	526	563	75
	0.825 — 0.850	7,797	3,981	1,763	1,089	859	90
	0.800 — 0.825	8,787	2,658	2,539	2,103	1,341	135
	0.775 — 0.800	5,066	465	1,214	1,764	1,439	117
	0.750 — 0.775	2,549	50	271	879	1,245	103
	0.750 米 未 滿	835	2	16	126	529	160
測 定 セ ザ ル 者	1,206	—	—	—	813	391	
平 均 胸 圍	0.828	0.850	0.826	0.812	0.804	0.799	
體 重	75 斤 以 上	153	39	15	38	54	7
	70 — 75	202	100	41	37	22	1
	65 — 70	609	381	100	66	55	6
	60 — 65	2,388	1,568	390	203	205	19
	55 — 60	7,050	4,224	1,294	723	709	81
	50 — 55	12,238	5,603	2,877	1,979	1,607	152
	45 — 50	9,786	1,563	2,499	3,090	2,396	230
	40 — 45	2,998	27	126	732	1,891	221
	35 — 40	327	—	—	8	206	112
	35 斤 未 滿	34	—	—	—	7	27
測 定 セ ザ ル 者	272	—	—	—	9	262	
平 均 體 重	52.27	55.27	52.41	50.38	48.88	47.01	

長、胸圍體重別壯丁

種 別	百 分 比						
	總 數	甲 種	第一乙種	第二乙種	丙 種	丁 種	戊 種
總 數	55	100.0	37.4	20.4	19.1	19.9	3.1
—	—	100.0	23.9	17.4	30.4	28.3	—
—	—	100.0	25.5	22.1	29.5	21.6	1.3
2	2	100.0	30.6	25.2	23.1	18.9	2.1
12	12	100.0	36.7	22.9	20.6	18.1	1.5
25	25	100.0	40.2	21.9	18.3	17.4	2.0
12	12	100.0	40.7	19.2	19.1	18.7	2.2
3	3	100.0	39.2	17.6	21.4	18.8	2.9
—	—	100.0	—	—	—	97.7	2.3
—	—	100.0	—	—	—	—	100.0
—	—	100.0	—	—	—	—	100.0
1	1	100.0	—	—	—	3.3	96.3
1.623	1.623	—	—	—	—	—	—
—	—	100.0	34.7	15.1	22.3	25.3	2.6
—	—	100.0	62.0	16.4	11.0	10.6	—
3	3	100.0	68.0	14.4	8.0	8.1	1.2
5	5	100.0	68.0	14.7	8.5	7.5	1.1
9	9	100.0	63.5	16.1	9.1	9.8	1.3
15	15	100.0	51.1	22.5	14.0	11.0	1.2
11	11	100.0	30.3	28.9	23.9	15.3	1.5
7	7	100.0	9.3	24.3	35.2	28.8	2.3
1	1	100.0	2.0	10.6	34.5	48.8	4.1
2	2	100.0	0.2	1.9	15.1	63.4	19.2
2	2	100.0	—	—	—	67.4	32.4
0.834	0.834	—	—	—	—	—	—
—	—	100.0	25.5	9.8	24.8	35.3	4.6
1	1	100.0	49.5	20.3	18.3	10.9	0.5
1	1	100.0	62.6	16.4	10.8	9.0	1.0
3	3	100.0	65.7	16.3	8.5	8.6	0.8
19	19	100.0	59.8	18.4	10.3	10.1	1.1
20	20	100.0	45.8	23.5	16.2	13.1	1.2
8	8	100.0	16.0	25.5	31.5	24.5	2.4
1	1	100.0	0.9	4.2	24.4	63.1	7.4
1	1	100.0	—	—	2.4	63.0	34.3
—	—	100.0	—	—	—	20.6	79.4
1	1	100.0	—	—	—	3.3	96.3
54.26	54.26	100.0	—	—	—	—	—





第十表 職業別

職業	總數	甲種	第一乙種	第二乙種	丙種	丁種	戊種
總數	36,057	13,505	7,342	6,876	7,161	1,118	55
農業	741	373	153	99	91	25	—
(再揭) 農畜耕產	710	355	147	95	88	25	—
(再揭) 畜產	25	17	2	4	2	—	—
水產業	36	17	5	6	6	2	—
礦業	17	7	3	6	1	—	—
工業	16,196	6,516	3,075	3,003	3,128	439	35
窯業、土石加工	246	85	44	51	56	10	—
金屬工業、機械製作	7,263	3,104	1,392	1,345	1,269	139	14
(再揭) 鍛冶職、鍛冶工	254	114	45	38	48	9	—
(再揭) 旋盤工	1,794	774	364	335	301	17	3
(再揭) 機械工	846	336	169	184	140	15	2
(再揭) 仕上、組立、調整工	1,420	639	273	259	228	21	—
(再揭) 自轉車製造、修繕工	134	56	26	28	21	3	—
精巧工業	726	253	143	144	152	30	4
(再揭) 精密機械製造工	264	96	48	56	56	7	1
(再揭) 時計製造、修繕工	193	52	50	37	45	9	—
(再揭) 貴金屬細工、鈔職	200	80	33	34	38	14	1
化學製品製造	655	271	118	124	127	14	—
(再揭) 護謨工	199	79	38	33	44	5	—
紡織工業	697	266	137	123	148	23	—
(再揭) 機織工	79	29	13	16	18	3	—
(再揭) 洗濯、洗張職	161	80	28	27	23	3	—
被服類製造	1,364	435	239	271	320	95	4
(再揭) 裁斷、裁縫職	583	173	110	116	146	38	—
(再揭) 靴製造工	248	89	41	58	49	8	3
紙工業、印刷	1,514	526	323	292	339	32	2
(再揭) 寫真師職	102	35	21	17	27	2	—
(再揭) 製本職	88	43	12	13	19	1	—
(再揭) 印刷工	575	190	152	97	125	10	1
皮革、骨、羽毛品製造	206	76	35	31	57	6	1
木竹草蓆類工業	807	361	147	114	157	26	2
(再揭) 建具、家具、指物職	274	142	46	37	42	7	—
(再揭) 製鹽	1	—	—	1	—	—	—
飲食品嗜好品製造	482	205	84	87	91	13	2
(再揭) 菓子製造工	213	90	44	34	38	5	2
土木建築	590	344	92	76	68	9	1

檢查成績

職業	總數	甲種	第一乙種	第二乙種	丙種	丁種	戊種
(再揭) 大工	212	129	27	29	24	2	1
(再揭) 瓦斯、電氣、水道業	541	212	107	117	97	7	1
(再揭) 電業	407	166	80	79	75	6	1
其他工業的職業	1,104	378	214	227	247	35	3
(再揭) 文房具玩具製造工	274	85	42	58	76	11	2
(再揭) 塗製圖工	346	124	74	67	72	9	—
(再揭) 製圖工	348	100	75	89	77	6	1
商業	7,823	3,312	1,538	1,319	1,453	189	12
商業的職業	6,226	2,711	1,231	1,011	1,113	150	10
(再揭) 商店員、賣子	3,687	1,614	722	601	660	85	5
(再揭) 店員、業手、傳	1,744	706	379	286	324	45	4
(再揭) 商注、文取、外	602	310	97	88	93	13	1
(再揭) 金接、融、客	296	85	67	71	67	5	1
(再揭) 保險業	1,301	516	240	237	273	34	1
(再揭) 旅館、料理屋番頭	264	113	41	52	52	6	—
(再揭) 料理、理髮師	291	121	55	60	51	4	—
(再揭) 理髮師	492	163	103	92	117	16	1
交通業	1,614	781	318	271	232	12	—
運輸	1,209	653	231	174	141	10	—
(再揭) 自動車運轉手	697	411	130	88	63	5	—
(再揭) (助手ヲ含ム) 配達	187	90	32	33	28	4	—
(再揭) 通信員	405	128	87	97	91	2	—
(再揭) 電信通信員	71	27	14	16	14	—	—
公務自由業	6,574	1,819	1,715	1,586	1,358	95	1
官吏雇員	1,355	408	325	324	285	13	—
官法	5	3	1	1	—	—	—
宗教宗醫	114	24	26	26	35	3	—
教育業	112	41	25	21	24	1	—
醫師	347	82	89	81	72	23	—
書記的職業	4,231	1,144	1,167	1,032	845	42	1
記者、著述、藝術遊藝	215	51	26	57	61	10	—
其他自由業	195	66	46	44	36	3	—
家事使用人	62	21	14	15	10	2	—
其他有業者	424	155	76	87	88	18	—
(再揭) 給仕	191	55	33	49	51	3	—
無業者	2,570	504	445	484	794	336	7
(再揭) 學生生徒	631	134	122	126	205	44	—



第十一表 教育程度

區名	受檢人員	高等教育ヲ了ヘタ者				中等教育ヲ了ヘタ者			
		總數	大學卒	部卒	專高大學卒 門等學校校科業	總數	中學校業	左ト同等	左ト同等
總數	36,057	4,263	2,274	1,688	301	5,573	1,527	4,046	
舊市部	16,417	2,105	1,175	752	178	2,693	612	2,081	
神戶	412	114	67	39	8	91	22	69	
日京	1,110	120	57	59	4	208	56	152	
本芝	953	132	67	53	12	249	31	218	
麻赤四牛小	1,151	121	80	35	6	197	33	164	
石	1,546	269	137	77	55	303	82	221	
布坂谷込川	642	133	82	45	6	118	28	90	
郷谷草所川	368	94	51	39	4	75	20	55	
本下淺本深	557	92	54	32	6	112	28	84	
新市部	910	198	122	65	11	177	39	138	
品目在蒲	1,097	194	121	63	10	210	45	165	
世澁淀中杉	1,024	228	134	77	17	188	56	132	
豐瀧荒土板	1,424	122	62	50	10	178	43	135	
足向城葛江	1,833	114	62	47	5	225	48	177	
戶	2,001	115	59	42	14	238	53	185	
立島東飾川	1,389	59	20	29	10	124	28	96	
川原森田	19,640	2,158	1,099	936	123	2,880	915	1,965	
谷谷橋野並	1,229	139	68	57	14	201	55	146	
島川子橋	731	136	66	63	7	141	50	91	
立島東飾川	716	65	26	38	1	116	54	62	
足向城葛江	1,091	166	91	73	2	154	66	88	
立島東飾川	879	45	21	20	4	118	31	87	
谷谷橋野並	1,025	190	112	68	10	155	60	95	
島川子橋	1,374	266	148	109	9	291	96	195	
立島東飾川	891	172	100	66	6	197	53	144	
立島東飾川	796	176	103	63	10	158	59	99	
立島東飾川	887	235	102	116	17	170	58	112	
立島東飾川	1,345	197	106	79	12	273	82	191	
立島東飾川	594	74	33	35	6	99	33	66	
立島東飾川	1,676	49	20	25	4	166	43	123	
立島東飾川	844	61	27	29	5	126	31	95	
立島東飾川	984	56	19	34	3	114	30	84	
立島東飾川	1,088	31	11	15	5	80	30	50	
立島東飾川	1,084	26	13	13	—	105	33	72	
立島東飾川	1,020	29	15	9	5	85	21	64	
立島東飾川	559	19	7	12	—	45	12	33	
立島東飾川	827	26	11	12	3	86	18	68	
適前前	30,768	347	—	226	121	4,924	1,392	3,532	
適前前	5,289	3,916	2,274	1,462	180	649	135	514	
適前前	100.00	11.82	6.31	4.68	0.83	15.45	4.23	11.22	
適前前	100.00	1.13	—	0.74	0.39	16.00	4.52	11.48	
適前前	100.00	74.04	43.00	27.64	3.40	12.27	2.55	9.72	
適前前	100.00	—	—	—	—	—	—	—	

別 壯 丁

高等小學卒業程度ノ者			尋常小學卒業程度ノ者			尋常中退者	不就學者			
總數	高等小學	左ト同等	總數	尋常小學	左ト同等		總數	讀書算ヲ爲シ得	讀書算ヲ爲シ得ズ	爲シ得ズ
15,777	9,929	5,848	9,526	7,558	1,968	803	115	41	74	
7,055	4,546	2,509	4,239	3,443	796	286	39	12	27	
150	92	58	53	38	15	4	—	—	—	
507	361	146	261	215	46	13	1	—	1	
394	221	173	171	132	39	3	4	—	4	
528	381	147	287	228	59	16	2	1	1	
634	411	223	322	264	58	16	2	—	2	
266	133	133	121	93	28	4	—	—	—	
131	88	43	64	48	16	4	—	—	—	
214	122	92	131	116	15	8	—	—	—	
352	204	148	168	129	39	9	6	1	5	
433	287	146	244	199	45	15	1	—	1	
409	236	173	185	138	47	13	1	1	—	
666	418	248	422	356	66	31	5	1	4	
786	524	262	645	528	117	60	3	1	2	
949	654	295	648	529	119	42	9	7	2	
636	414	222	517	430	87	48	5	—	5	
8,722	5,383	3,339	5,287	4,115	1,172	517	76	29	47	
577	328	249	288	227	61	23	1	—	1	
310	162	148	132	93	39	11	1	—	1	
322	202	120	198	143	55	15	—	—	—	
499	374	125	261	203	58	8	3	3	—	
472	286	186	220	159	61	18	6	4	2	
465	285	180	196	153	43	15	4	—	4	
525	323	202	270	208	62	18	4	2	2	
327	207	120	181	124	57	11	3	1	2	
278	155	123	164	136	28	17	3	2	1	
337	173	164	129	86	43	15	1	—	1	
524	330	194	319	243	76	29	3	1	2	
249	160	89	158	122	36	14	—	—	—	
737	463	274	637	528	109	78	9	2	7	
422	257	165	214	165	49	19	2	1	1	
512	278	234	253	203	50	44	5	1	4	
502	288	214	416	320	96	52	7	2	5	
461	322	139	438	358	80	50	4	1	3	
497	386	111	377	301	76	25	7	2	5	
291	177	114	186	153	33	15	3	2	1	
415	227	188	250	190	60	40	10	5	5	
15,378	9,721	5,657	9,256	7,348	1,908	760	103	33	70	
399	208	191	270	210	60	43	12	8	4	
43.76	27.54	16.22	26.42	20.96	5.46	2.23	0.32	0.11	0.21	
49.98	31.59	18.39	30.08	23.88	6.20	2.47	0.34	0.11	0.23	
7.54	3.93	3.61	5.11	3.97	1.14	0.81	0.23	0.15	0.08	



第十二表 教育程度別検査成績

等位	總數	高等教育ヲ了ヘタ者				中等教育ヲ了ヘタ者		
		總數	大學卒々	部卒業	專門等學校科業	左ト同等	總數	中學校業
總數	36,057	4,263	2,274	1,688	301	5,573	1,527	4,046
甲種	13,505	1,150	589	477	84	1,597	412	1,185
第一乙種	7,342	1,127	624	444	59	1,373	361	1,012
第二乙種	6,876	1,039	567	407	65	1,249	352	897
第三種	7,161	898	470	345	83	1,220	364	856
第四種	1,118	48	23	15	10	126	37	89
第五種	55	1	1	—	—	8	1	7
總數	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
百分比								
甲種	37.4	27.0	25.9	28.3	27.9	28.7	27.0	29.3
第一乙種	20.4	26.4	27.4	26.3	19.6	24.6	23.6	25.0
第二乙種	19.1	24.4	24.9	24.1	21.6	22.4	23.1	22.2
第三種	19.9	21.1	20.7	20.4	27.6	21.9	23.8	21.1
第四種	3.1	1.1	1.0	0.9	3.3	2.3	2.4	2.2
第五種	0.1	0.0	0.1	—	—	0.1	0.1	0.2

等位	高等小學卒業程度ノ者			尋常小學卒業程度ノ者			尋常退學者	不就學者		
	總數	高等卒業小業	左ト同等	總數	尋常卒業小業	左ト同等		總數	讀書算得	讀書算得ナズ
總數	15,777	9,929	5,848	9,526	7,558	1,968	803	115	41	74
甲種	6,459	4,046	2,413	3,945	3,141	804	337	17	13	4
第一乙種	3,113	1,910	1,203	1,618	1,277	341	101	10	8	2
第二乙種	2,869	1,766	1,103	1,583	1,246	337	128	8	5	3
第三種	2,910	1,910	1,000	1,949	1,556	393	174	10	6	4
第四種	398	276	122	415	326	89	61	70	9	61
第五種	28	21	7	16	12	4	2	—	—	—
總數	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
百分比										
甲種	40.9	40.8	41.2	41.4	41.5	40.9	42.0	14.8	31.7	5.4
第一乙種	19.7	19.2	20.6	17.0	16.9	17.3	12.6	8.7	19.5	2.7
第二乙種	18.2	17.8	18.9	16.6	16.5	17.1	15.9	6.9	12.2	4.1
第三種	18.5	19.2	17.1	20.4	20.6	20.0	21.7	8.7	14.6	5.4
第四種	2.5	2.8	2.1	4.4	4.3	4.5	7.6	60.9	22.0	82.4
第五種	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	—	—	—

附 令七條志願者検査成績

區名	實數	實數					丁種	戊種
		總數	甲種	第一乙種	第二乙種	丙種		
總數	1,355	1,005	211	100	39	—	—	
舊市部	534	404	69	46	15	—	—	
魏神日京	11	5	3	3	—	—	—	
町田橋橋	41	33	4	3	1	—	—	
本芝	39	30	5	2	2	—	—	
	52	36	9	6	1	—	—	
	33	27	1	5	—	—	—	
麻赤四牛小	20	16	2	2	—	—	—	
布坂谷込川	13	8	4	1	—	—	—	
	15	10	3	2	—	—	—	
石	46	36	4	4	2	—	—	
	31	22	6	2	1	—	—	
本下浅木深	40	28	7	2	3	—	—	
郷谷草所川	37	30	4	1	2	—	—	
	62	41	14	5	2	—	—	
	59	53	2	3	1	—	—	
	35	29	1	5	—	—	—	
新市部	821	601	142	54	24	—	—	
品目荏大蒲	49	40	2	5	2	—	—	
川墨原森田	41	28	13	—	—	—	—	
	32	23	4	5	—	—	—	
	25	20	2	2	1	—	—	
	31	19	9	3	—	—	—	
世澄湊中杉	34	30	3	1	—	—	—	
田谷谷橋野並	64	41	20	1	2	—	—	
	30	25	3	2	—	—	—	
	21	13	6	2	—	—	—	
	58	40	13	3	2	—	—	
豊瀧荒王坂	65	47	8	9	1	—	—	
野島川子橋	25	18	6	1	—	—	—	
	55	46	1	5	3	—	—	
	31	25	5	1	—	—	—	
	47	41	2	1	3	—	—	
足向城葛江	49	36	10	3	—	—	—	
立島東飾川	88	51	20	7	10	—	—	
	30	24	5	1	—	—	—	
	20	14	4	2	—	—	—	
戸	26	20	6	—	—	—	—	



# 御注意

「壯丁検査統計調査」贈呈致候ニ付テハ時局  
柄參考資料トシテ貴下ノミ御使用相成様  
特ニ御配意相煩度候

東京市企畫局統計課

昭和十四年三月二十日印刷  
昭和十四年三月二十五日發行

## 東京市役所

東京市神田區元久右工門町二丁目九番地  
印刷者 柳原榮二  
東京市神田區元久右工門町二丁目九番地  
印刷所 柳原印刷所



14.5-814



\*1200701616425\*

● 14.5

814

終